

大学分科会第12期審議状況について

1. 第12期における審議実績

大学分科会

高等教育の在り方に関する特別部会

●我が国の高等教育に関する在り方について

- ・ 令和5年9月、第137回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」諮問。大学分科会では、「高等教育の在り方に関する特別部会」を設置して、概ね2040年以降の社会を見据えた、目指すべき高等教育の姿やそれを実現するための方策などの高等教育の在り方について総合的な検討を進め、令和6年度中に答申（※）を予定。

（※）答申においては、高等教育が目指す姿として「知の総和」の向上を掲げ、そのために、①教育研究の「質」の更なる高度化、②高等教育全体の「規模」の適正化、③高等教育への「アクセス」確保の観点で制度改正等の方向性をとりまとめた。また、機関別・設置者別の役割や連携の在り方、高等教育改革を支える支援方策の在り方についても提言。

大学院部会

●大学院制度と教育の在り方について

- ・ 人文科学・社会科学系大学院について、社会的価値の向上と認知の拡大、幅広いキャリアパスを念頭に置いた教育研究指導の強化に向けた方向性や対応策を審議し、「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」を取りまとめた（令和5年12月22日）。これを踏まえ、大学院教育改革を推進し、社会に開かれた質保証を実現するための情報公表の促進について審議した。
- ・ 大学分科会における高等教育の在り方に関する議論に資するよう、大学院の在り方や質の高い大学院教育の推進等について審議した。

法科大学院等特別委員会

●法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実

【令和7年3月（予定）】

- ・ 法科大学院制度が発足して20年を迎えたことから、これまでの歩みを俯瞰し、その成果や残された課題を整理したうえで、法科大学院教育の更なる改善・充実に向けて必要となる方策について、包括的に審議した。また、令和元年法改正により導入された諸制度に関する状況等について把握・分析を行い、取りまとめた。

認証評価機関の認証に関する審査委員会

●認証評価機関の認証について

- ・ 前期から引き継いだ機関別認証評価機関の認証の申請2件、分野別認証評価機関の認証の申請13件について引き続き審査を行うとともに、新たに申請のあった分野別認証評価機関の認証の申請6件について審査を行った。

●認証評価機関が行う自己点検・評価の確認について

- ・ 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づく認証評価機関が行う自己点検・評価について、令和5年度は5機関、令和6年度は8機関から提出された自己点検・評価報告書の確認を行った。

教育課程等特例制度運営委員会

●教育課程等に係る特例制度の運営について

- ・ 令和4年9月の大学設置基準等の一部改正により創設された、教育課程等に係る特例制度について、大学からの申請に基づき、特例の認定に係る審査等を行ったほか、今後の申請・審査等における課題の検討を行った。

その他

- ・ 大学等を取り巻く状況の変化等に速やかに対応するため、高等教育政策全般について審議を行うとともに、大学設置基準等の改正に関し、審議の上で具体的な結論を得たものについては、その改正について随時答申を行った。

2. 来期に継続して審議する事項

●「質」の更なる高度化について

- ・ 「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」を踏まえ、「知の総和」の向上に向け、学びの質を高めるための教育内容・方法の改善や新たな質保証・向上システムの構築等に向け、引き続き審議する。

●大学院制度と教育の在り方について

- ・ 大学院部会においては、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申（案）」を踏まえ、質の高い大学院教育の推進と幅広いキャリアパス開拓の推進に向けた具体的な対応方策等について審議する。

●法科大学院等の教育の改善・充実について

- ・ 法科大学院等特別委員会においては、第 12 期の審議のまとめを踏まえ、令和元年法改正の運用状況の把握・分析や、今後の法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの在り方の検討等について、引き続き審議する。

●認証評価機関の認証について

- ・ 認証評価機関の認証に関する審査委員会においては、新たな認証評価機関の認証の申請があれば、法令に基づきこれを審査する。

●教育課程等に係る特例制度について

- ・ 教育課程等特例制度運営委員会においては、大学からの申請に基づき、特例の認定について、引き続き審査する。

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた

高等教育の在り方について（諮問）（令和5年9月25日 中央教育審議会）【概要】



1. 高等教育の在り方を検討する背景・必要性

急速な少子化

- ・**18歳人口は大幅に減少**（1966年：約249万人（最高値）→2022年：約112万人）
- ・**大学進学者は増加**（1966年：約29万人→2022年：約64万人（最高値））
- ・2022年の出生数は77万759人（統計開始以来最少）

→大学進学率の伸びを加味しても、**2040年の大学入学者数は約51万人**、
2050年までの10年間は50万人前後で推移と推計

グランドデザイン答申以降の高等教育を取り巻く変化

- ・コロナ禍を契機とした**遠隔教育の普及**
- ・**国際情勢の不安定化、世界経済の停滞**
- ・我が国の**研究力の低下**
- ・**学修者本位の教育への転換**など高等教育の質を高める取組の推進
- ・**研究力強化策**の推進（国際卓越研究大学制度等）
- ・**初等中等教育段階の学びの変化**（ICT環境整備、問題発見・課題解決的な学習活動の充実等）
- ・**修学支援新制度**の導入、**低所得者世帯の高等教育進学率**の上昇等

一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し、人類社会の調和ある発展に貢献するため、
人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関の役割が一層重要化。学生が文理横断的に知識、スキル、態度、価値観を身に付け、
真に人が果たすべき役割を実行できる人材を育成することが必要。**リカレント教育**も重要。こうした人材育成が**個人・社会のWell-beingの実現**にも貢献。

2. 主な検討事項

（1）2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿

- ・**グランドデザイン答申**で示された高等教育の目指すべき姿を前提としつつ、同答申以降の社会的、経済的変化を踏まえ、**これからの時代を担う人材に必要とされる資質・能力の育成**に向け、高等教育機関に関して今後更に取り組むべき具体的方策について検討。
- ・その際、**成長分野をけん引する人材の育成**や**大学院教育の改革**等の重要性にも留意。



各国立大学のミ
ッションの多様化
や、学部再編等
支援といった動
きも

（2）今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方

- ・2040年以降の我が国の**大学入学者数の減少**や、**地域ごとの高等教育機関を取り巻く状況の違い**等を踏まえ、今後の**高等教育全体の適正な規模**も視野に入れながら、**高等教育へのアクセス確保の在り方**を検討。
- ・特に、学部構成や教育課程の見直しなど**教育研究の充実**や**高等教育機関間の連携強化、再編・統合等の促進、情報公表**等の方策を検討。
- ・その際、地方の高等教育機関が果たす**多面的な役割**も十分考慮。

（3）国公私の設置者別等の役割分担の在り方

高等教育全体の目指すべき姿の議論においては設置者・機関別の観点も必要。

- ・**国立**：世界最高水準の教育研究の先導や学問分野の継承・発展等
- ・**公立**：地域活性化の推進や行政課題の解決への貢献等
- ・**私立**：高等教育の中核基盤として、専門人材の輩出や多様性確保等
- ・**短大**は地方の進学機会を確保。**高専**は実践的・創造的な技術者の、**専門職大学**は専門職業人の、**専門学校**は地域産業を担う専門人材の輩出に貢献。

こうした期待や変化等を踏まえ、急速な少子化の中での、**設置者別・機関別等の役割分担の在り方**や**果たすべき役割・機能**、その**実現方策**を検討。

（4）高等教育の改革を支える支援方策の在り方

- ・検討事項（1）～（3）等を踏まえ、**教育研究を支える基盤的経費や競争的研究費等の充実、民間からの投資を含めた多様な財源の確保**の観点も含めた、**今後の高等教育機関や学生への支援方策の在り方等**について検討。

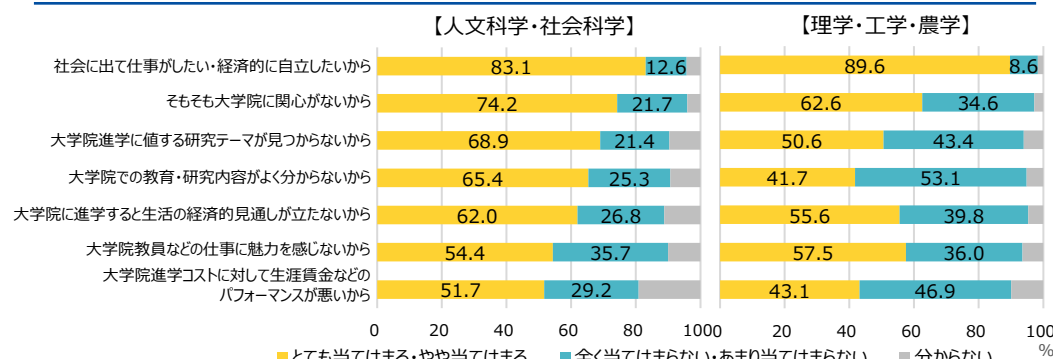
I. はじめに

価値発見・価値創造的な視座を提供する人文科学及び社会科学に対する期待が非常に高まっている中、我が国ひいては世界の持続的な成長・発展に向けては、人文科学・社会科学を学ぶ若者が自身の問題意識に基づいた研究活動に安心して打ち込める学修環境の構築と、修了者が多様なフィールドで活躍し適正に評価される社会の実現が欠かせない。

II. 人文科学・社会科学系大学院の現状

- 大学院進学の問題意識がより具体的で明確であり、学部から直接進学する学生や社会人の修士課程への満足度は高い。満足度の高さは、自らの関心への適合度や裁量・主体性の高さによるところが大きい。
- 一方、大学院での教育研究の魅力や有用性が十分に学部生に伝わっておらず、人文科学・社会科学系大学院は、主に研究者や大学教員志望者のための進路と考えられている傾向がいまだに見られる。
- 学位取得までの期間が長く、学生の多様なキャリアパスを支える体系的・組織的な教育研究の取組が十分とは言えない。
- 修了者のキャリアパスが見えにくく、その能力を生かす社会での多様な活躍の場と機会が可視化・定着していない。

ちゅうちょ 大学院への進学を躊躇する理由・難点



※大学院に進学するつもりがない学部学生が回答
出典：文部科学省「人文科学・社会科学系の学部学生における大学院進学意向調査」（令和5年）

III. 今後の人文科学・社会科学系大学院の在り方

社会の要請も踏まえつつ、高い付加価値を生み出す人材の育成・活躍に向けて、大学院への進学者の増加を目指す必要がある。



改革の方向性

上記課題は相互に密接に関連していることから、並行して対応を進め、全体としての解決を目指していくことが必要。

社会における人文科学・社会科学系高度人材の価値認知を進めるとともに、大学院において幅広いキャリアパスを念頭に置いた教育・研究指導を進めることにより、需要と供給の好循環を生み出し、魅力的で開かれた教育研究環境の構築を進める。

IV. 具体的方策

1 社会的評価の向上と認知の拡大

1 大学が育成する人材像の明確化

大学においては、学位授与方針において学生が身に付けるべき資質・能力の目標の明確化を徹底。

産業界・起業、公的機関(中央省庁、地方自治体等)、大学職員やURA、国際機関やNGO・NPOなど多様な進路が開かれていることを意識。



2 社会が求める人材像の明確化

産業界や公的機関等においては、求める資質・能力に関する具体的な情報提供の強化や、ロールモデルの積極的な構築と周知、インターンシップの受入れや採用拡大を推進。



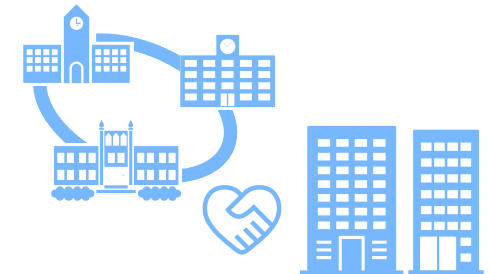
3 社会の様々な分野での活躍促進

公的機関等においても、大学院修了者の採用に積極的に取り組む。高等教育機関における教育研究を支える専門職として、URAなど多様なマネジメント人材のキャリアパスを充実。



4 大学間・企業等とのネットワーク型教育の推進

複数大学院が教育研究ネットワークを構築し、小規模・分散的な教育研究指導体制から、**チーム型**の教育研究や組織的な就職支援体制への転換を促進。ネットワークを基盤に産業界との連携・協働を推進。



5 国際的な大学間連携の推進

学生が異文化環境に身を置き、国際経験を積むことができるよう、**国・地域を越えた国際的なネットワークの一層の充実**を進め、国の垣根を越えた協働教育を推進。



6 リカレント教育やリスキングの推進

産業界等との連携体制の下、養成する具体的な人材像を共有しながら、**社会人の多様なニーズを踏まえた学修環境の整備を推進**するとともに、教育研究の場での大学院生と社会人との交流機会の増加を推進。



2 幅広いキャリアパスを念頭に置いた教育研究指導の強化

1 教育課程・研究指導の質保証

学位授与方針・教育課程編成の方針に準じた**研究指導状況の可視化**（研究指導計画の確認・具体化等）と**進捗管理・実績評価**（研究室で適切な指導が行われているかの確認・評価）等を実施。



3 指導教員の共通理解の徹底

博士課程はあくまでも**学位授与に向けた一連の教育課程**であること、**指導教員は標準修業年限に照らした適切な研究指導計画の策定や研究指導を行う責務があること**などを共通理解として徹底。



5 人材の多様性と流動性の確保

アカデミック・インブリーディングを抑制して多様な人材が切磋琢磨する環境整備が必要であり、採用方法の不断の点検を実施。採用基準や要件・必要な業績等の可視化や、若手教員のポスト拡充、テニュアトラックの活用等を各大学が実情に応じて促進。



3 情報公表の促進

各大学において、以下に掲げる事項等について情報公表を促進

- 各学位プログラムにおいて**学位を取得するために要する平均年数**
- 各年度における**大学院進学者の標準修業年限期間が満了した時点での修了者、在学者、退学者の数と割合**（標準修業年限内に学位を取得していない者については、取得に至っていない原因ごとの数と割合）

2 円滑な学位授与の促進

標準修業年限内での円滑な学位授与を進めるため、学生の問題意識や研究テーマに合った教員から指導を受けられる組織的な仕組みを構築。体系的な学位プログラムを実施。学生と教員との間で**学位授与に必要なプロセスを確認・共有**。



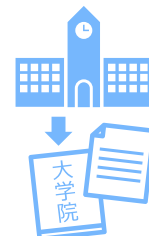
4 研究科又は専攻における指導体制の組織的改革

共通理解の徹底を実効性のあるものにするためには、組織的対応が必要。指導教員と学生との間の研究指導の在り方やキャリアパスの確保について、**定期的・組織的なマネジメント**を通じた改革を推進。

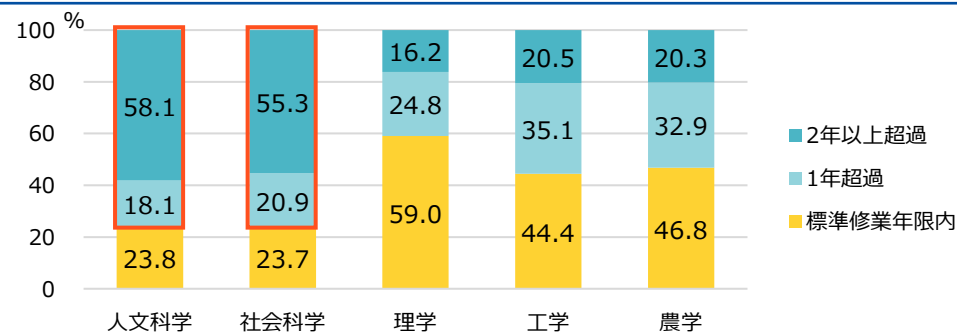


6 学部と大学院の連携・円滑な接続

学部と大学院の**合同ゼミの実施**、**大学院の授業科目の先取り履修**など、大学院を知る機会を拡大し、進学意欲を高めるために必要な体制を構築。**優秀な学生に対して、早期修了の仕組みを活用**し、社会での活躍や博士後期課程への進学を後押し。



博士課程修了者の標準修業年限超過率（令和3年度）



出典：文部科学省「令和4年度学校基本調査」

V. 大学院教育改革に向けた今後の取組

大学院と社会との接続の在り方、リカレント教育推進の在り方、専門職大学院も含めた大学院教育の在り方、基幹教員や質保証システムの在り方など、引き続き必要な審議を進めていく必要がある。

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第12期の審議のまとめ ～法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～（素案・概要）

I. 法科大学院制度の20年の歩み

■ H13 司法制度改革審議会意見書

- ・新司法試験合格者数の年間3,000人達成を目指す。
- ・司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院を中核とした、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備すべき。
- ・法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。
- ・適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施。

※ 当時、行政全体が事前規制から事後チェック規制へ移行

■ H14 中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について(答申)」

■ H16 法科大学院開設

法科大学院の参入を広く認めた結果、入学者数はピーク時で約5,800人(H18)に。
一方、司法試験合格者数は、H20に2,000人に達した後、ほぼそのまま推移。
⇒ **司法試験合格率の低迷、法科大学院志願者数の減少。**

■ H21～ 中教審にて法科大学院教育の質の向上、更なる充実等について審議。

⇒各法科大学院においても入学定員や組織の見直しに努める。

■ H24年度予算より、「公的支援の見直し」を導入。

(自主的・自律的な組織見直しを促すため、司法試験合格率や入学者選抜における競争倍率等の指標に基づき公的支援を減額する仕組み)

■ H25 法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」

- ・合格者数3,000人程度との数値目標は現実性を欠く。当面、数値目標は立てない。

■ H27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の推進。

(先導的な取組の提案も評価に加え、よりメリハリある予算配分を行う仕組みに改善。)

■ H27 法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」

- ・法曹人口が1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を行う。
- ・H30年度までを**法科大学院集中改革期間**と位置づけ、①**法科大学院の組織見直し**、②**教育の質の向上**、③**学生の経済的・時間的負担軽減**を推進。
- ・累積合格率が概ね7割以上となるよう充実した教育が行われることを目指す。

■ R元 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正

- ① 法科大学院における**教育の充実**
- ② 「**3 + 2**」(法曹コース3年+法科大学院2年)を幹とする制度改正
- ③ 法科大学院の**定員を管理**
- ④ 司法試験受験資格の見直し等(法科大学院在学中受験資格の導入)

■ R2 「3 + 2」法曹コース開始

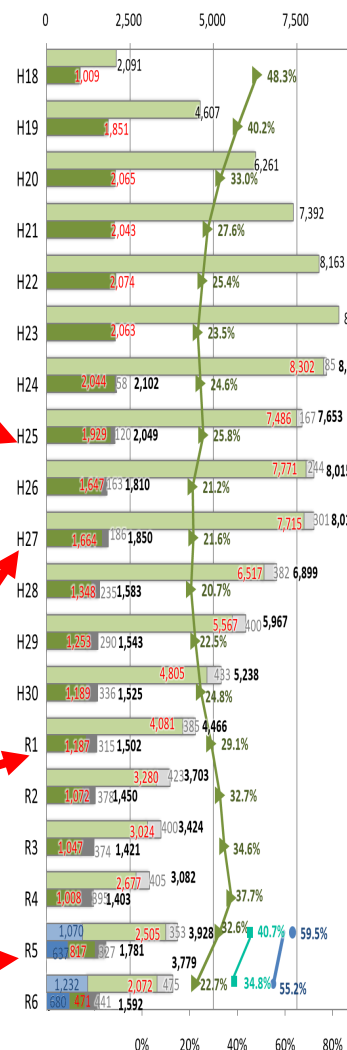
■ R5 在学中受験開始

II. 現状と法曹に対する評価、法科大学院教育への期待等

1 法科大学院の現状と課題

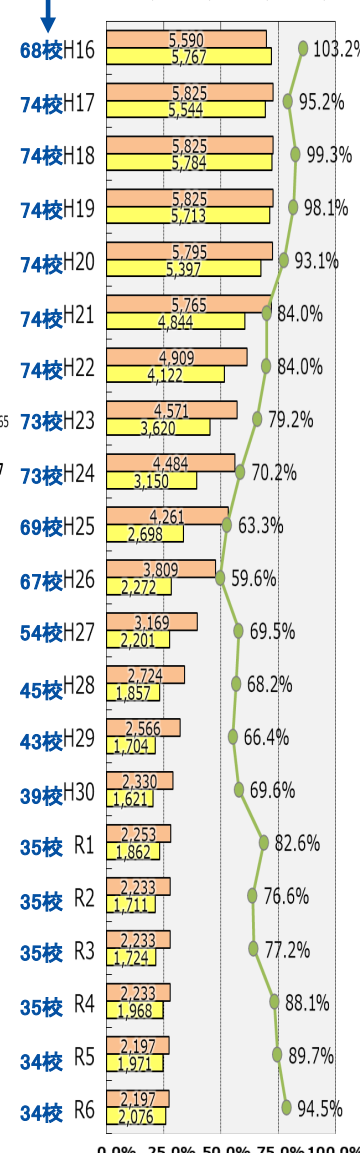
司法試験結果(単年)

- 司法試験受験者数(在学中受験)
- 合格者数(在学中受験)
- 司法試験合格率(在学中受験)
- 司法試験受験者数(法科大学院修了)
- 合格者数(法科大学院修了)
- 司法試験合格率(法科大学院修了)
- 司法試験受験者数(予備試験)
- 合格者数(予備試験)
- 司法試験合格率(在学中受験+修了)



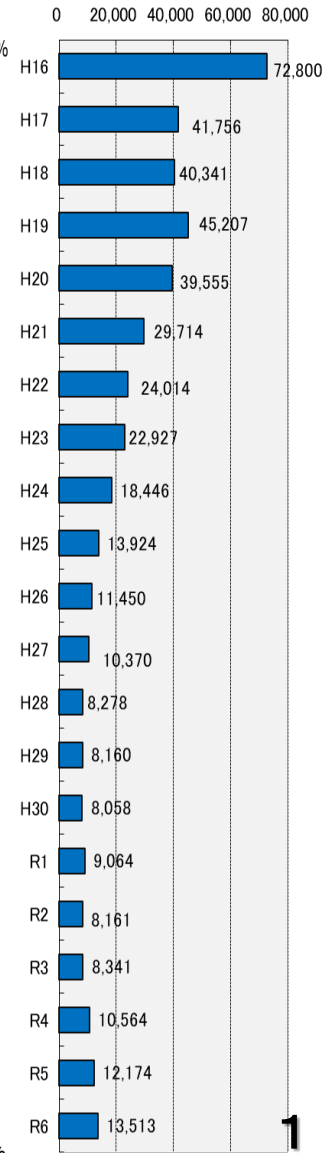
LS入学定員・入学者数等

- 募集継続校数
- 入学定員
- 入学者
- 入学定員充足率 (人)



LS志願者数

- 志願者数 (人)



2 法曹人口・活動領域の拡大、法曹に対する評価等

- 法科大学院制度の導入以降、企業内弁護士、公的機関、児童福祉や高齢者福祉等、**法曹有資格者の活動領域は着実に広がっており**、これまで司法アクセスに困難のあった分野においても、**多彩で厚みのある活動が展開**されつつある。
- 法科大学院教育を受けた世代の弁護士による**人的基盤の拡大は、司法基盤の整備に重要な役割**を担っている。
- 企業内弁護士については、法務部門の役割や期待が拡大しており、法曹有資格者のみでなく、**法科大学院修了資格による資質・能力としての活躍も期待**されている。
- 法曹の質調査では、「民事訴訟」「法律相談」「企業」「児童福祉」「高齢者福祉等」「行政」のいずれの分野においても、**法曹の活動等に対する利用者等の評価はおおむね高く**、また、**若手法曹の一般の資質・能力や活動の質についても、他の法曹と比較して劣っているという評価はされていない**。

3 法科大学院教育への期待

- どのような時代においても、幅広い教養と専門的な法律知識、論理的思考力、事案分析能力、豊かな人間性・感受性など、法曹としての**基本的な資質・能力は変わらないため、今後も育成**していくことが必要である。
- 変化が激しい時代となり、それに伴い生じる課題も多岐にわたる中で、各法科大学院においては、企業法務、国際分野、先端分野、行政実務等に特化したプログラムを提供する法科大学院等、**それぞれの特色・魅力を打ち出した、より発展的・先端的な教育を実施していくことが期待**されている。
- 多様な法曹を輩出していくためには、**未修者を法科大学院の入学者のうち一定数確保**するということが依然として重要である。
- 専門的な法知識を確実に修得しつつ、高度専門職業人として時代の要請に応えていく多様な人材が輩出されるよう、法科大学院教育の更なる改善・充実に向けて不断に取組を進め、**プロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、社会の期待に応える制度として確立**することが重要である。

Ⅲ. 今後の課題等と求められる取組の方向性

法科大学院が開設されてから20年間、制度的な事項を中心に審議を重ね様々な改革が行われてきたが、今期は、法科大学院教育への期待や、これまでの諸課題を踏まえ、各法科大学院においてこれまで培ってきた特色・魅力、令和元年制度改正による制度の運用状況、未修者教育の充実、法科大学院教育を担う教員の確保、法科大学院教育と司法修習との連携について、実態調査やヒアリングを通じて、課題や改善の策などを整理。

1 法科大学院教育における特色・魅力ある取組の推進

拡大する活動領域への対応や、社会情勢が複雑化困難化する中で派生する多様な法的ニーズに対応していくためにも、20年間で培ってきた自大学の教育の強みと成果を発揮し、法科大学院ならではの特色・魅力ある教育をより一層展開・伸長していくことが期待されているため、一部の大学にヒアリングを実施。

企業内法務

実務の基本や実情を学ぶとともに、将来の進路選択に資するよう、**企業内法務の第一線で活躍する方々を招へいし、オムニバス講義等を実施**。

※インハウスロイヤー、スタートアップやテクノロジー等の最先端課題、公務分野、国際商事仲裁等の国内・海外訴訟等。

国際分野

- ・グローバル化の進展等により、国際的な分野において活躍できる人材の輩出を期待。
- ・外国法に関する科目の配置、英語による授業、サマースクールの実施、海外派遣プログラムの実施等、**関心を喚起し、資質・能力が身に付くよう、教育課程全体を工夫**。

先端分野

- ・AIやデジタル等の先端分野かつ過去に生じたことのない法的リスクや問題に的確に対応していける人材の輩出を期待。
- ・**先端的な法政策課題**について、文理融合、学際的かつ国際的に取り組む**研究センターの活動に参画**。

女性法曹

- ・女性法曹輩出が求められる中、法科大学院入学者数に占める女性割合は**増加傾向**。
- ・教職員全体で意識を共有の上、**シンポジウムの実施、ロールモデルやメンターの提供、学修支援（AAとの連携、産休育休中のリモート支援）等を実施**。

リカレント

- ・変化が激しい時代において、課題も多岐にわたる中、法曹となって以降も、知識等のアップデート等が求められている。
- ・専門的な分野や外国法等について、**体系的な知識等の修得が行えるよう、法科大学院の教育資源を活用し、社会へ貢献**。

法曹コース（R2～）

- R6において、**42の法曹コース**が設置され、法科大学院と**計74の連携協定**が締結されている。
- 法科大学院入学人数の約4分の1が法曹コース修了者。R6に法曹コース修了後、**早期卒業等の制度を活用し法科大学院へ入学した者の数は、231人。**
- 連携先の法科大学院と共同で科目開設、実務家の招へい、少人数教育等、**教育課程の創意工夫が図られている。**
- 自大学かつ、同一都道府県内に法科大学院がない法曹コース修了者の法科大学院進学率は、全体よりも高く、**地方の大学における法曹養成に大きな役割を果たすことが期待できる。**
- 法曹を目指し段階的・体系的な学修を行う課程として名実ともに確かなものとなるよう、引き続き実態を把握・分析する。

特別選抜（R4～）

- 「5年一貫型選抜」を経て入学した者人数は、R4:167人、R5:228人、R6:254人。
- 「開放型選抜」を経て入学した者は、R4:36人、R5:98人、R6:51人。
- 連携協定が基礎となっている「5年一貫型選抜」と、連携協定の有無を問わず全ての法曹コースを対象として実施される「開放型選抜」について、それぞれの困難さも含め、引き続き実態を把握・分析する。

在学中受験（R5～）

- R5の在学中受験者数は1,066人、合格率は59.8%、**法曹コース修了者の受験者数は162人、合格率は66.0%となっている。**
- 各法科大学院において、**在学中受験導入に合わせて、教育課程の創意工夫が図られている。**
- 在学中受験導入により、3年次後期に、**司法試験以外の科目（実務系科目、展開・先端科目、リサーチペーパー等）を積極的に受講する学生が増加する等の影響がある一方、学生の負担の軽減が必要との声もある。**
- 在学中受験導入後も、**プロセスとしての法曹養成制度の中核として、理論と実務能力を培う場としての役割を期待されていることは変わらない。**引き続き、在学中受験導入による影響等を把握・分析する。

多様な法曹志願者の確保、未修者教育の充実

- 各法科大学院においては、**これまでも未修者教育の充実を図るべく取り組んできているとともに（個別指導、ICTの活用、FD強化等）、未修者における司法試験合格率（修了後1年目）は上昇傾向にある。**しかしながら、既修者と未修者の数・割合は、**平成23年を境に既修者が増加の一途を辿っている。**
- 文理問わず、各学部における学修で得た専門性や資質・能力を、**法曹として活かすというキャリアの選択肢があることや、社会人経験のある者においても自身のバックグラウンドが法曹として活躍するにあたって重要であること等**について、広報含め効果的な**情報発信の在り方等を継続的に議論し実行していくことが必要である。**
- 未修者教育の充実を図ってきたことが、具体的にどのような成果をもたらしているのかが明らかになることが期待される。

法科大学院教育を担う教員の確保

- 法科大学院教育の継続性・発展性の観点から、法科大学院教育を担う教員の確保は重要である。**法科大学院においても、学生の多様なキャリアパスの実現に応える一方策として、研究者への関心を喚起するような取組（研究者ガイダンスの実施、「リサーチペーパー」「テーマ研究」等の科目開設等）が行われている。**
- 教員となるまでのキャリアパスを描いたり、自身の問題意識に応じた進学先指導教員を選択したりするに至るまでの情報が十分に得られる状況にない等の課題があることから、そのような**情報を自発的・積極的に公表していくことも重要**である。法学に関する研究科との目的・役割の違いを踏まえた上で連携し、それぞれが取り組んでいくことが期待される。

法科大学院教育と司法修習との連携強化

- プロセスとしての法曹養成を充実する観点から、その中核を担う法科大学院と司法研修所の連携は重要である。法科大学院においては、司法修習における取組を踏まえ、**より多くの教員が、プロセスとしての法曹養成を充実させる観点から教育内容の充実を図るべく取り組んでいくことが重要**である。司法研修所においても、意見交換の場に加え、教材の提供や、法科大学院修了生の評価のフィードバック等、**様々な形で法科大学院との連携を積極的に図っていくことが期待される。**

第 1 2 期中央教育審議会大学分科会委員名簿

委 員：令和 5 年 3 月 1 0 日発令

臨時委員：令和 5 年 5 月 1 7 日発令

(委 員) 9 名

分科会長	永 田 恭 介	筑波大学長
副分科会長	村 田 治	関西学院大学名誉教授
副分科会長	吉 岡 知 哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
	熊 平 美 香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
	後 藤 景 子	奈良国立大学機構特任教授
	橋 本 雅 博	住友生命保険相互会社取締役会長
		日本経済団体連合会教育・大学改革推進委員長
	日比谷 潤 子	国際基督教大学名誉教授
	古 沢 由紀子	読売新聞東京本社編集委員
	湊 長 博	京都大学総長

(臨時委員) 2 0 名

麻 生 隆 史	学校法人第二麻生学園理事長・山口短期大学学長
多 忠 貴	学校法人電子学園理事長
大 野 英 男	東北大学総長特別顧問、東北大学前総長
大 森 昭 生	共愛学園前橋国際大学・短期大学部学長
金 子 晃 浩	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	日本労働組合総連合会副会長
小 林 弘 祐	北里大学名誉教授、学校法人北里研究所前理事長
志 賀 啓 一	学校法人志學館学園理事長
須 賀 晃 一	早稲田大学副総長
高 宮 いづみ	近畿大学副学長・文芸学部教授
田 中 マキ子	山口県立大学学長
曄 道 佳 明	上智大学長
濱 中 淳 子	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
平 子 裕 志	ANA ホールディングス株式会社特別顧問
福 原 紀 彦	日本私立学校振興・共済事業団理事長
益 戸 正 樹	UiPath 株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行特別参与
松 下 佳 代	京都大学大学院教育学研究科教授
森 朋 子	桐蔭横浜大学学長
両 角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
吉 見 俊 哉	國學院大學観光まちづくり学部教授
和 田 隆 志	金沢大学長

計 2 9 名

※金子委員の発令日は令和 5 年 4 月 1 8 日

※田中委員の発令日は令和 6 年 5 月 1 4 日

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

第 1 2 期中央教育審議会大学分科会 高等教育の在り方に関する特別部会委員

委 員：令和 5 年 3 月 10 日発令

臨時委員：令和 5 年 11 月 22 日発令

(5 0 音 順)

(委 員)

◎永 田 恭 介 筑波大学長
吉 岡 知 哉 独立行政法人日本学生支援機構理事長

(臨時委員)

伊 藤 公 平 慶應義塾長
大 野 博 之 国際学院埼玉短期大学理事長・学長
○大 森 昭 生 共愛学園前橋国際大学・短期大学部学長
小 林 浩 リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
中 村 和 彦 山梨大学長
濱 田 州 博 公立諏訪東京理科大学長
平 子 裕 志 ANA ホールディングス株式会社特別顧問
堀 有喜衣 独立行政法人労働政策研究・研修機構人材開発部門統括研究員
益 戸 正 樹 UiPath 株式会社特別顧問、株式会社肥後銀行特別参与
松 塚 ゆかり 一橋大学森有礼高等教育国際流動化機構教授
両 角 亜希子 東京大学大学院教育学研究科教授
吉 見 俊 哉 國學院大學観光まちづくり学部教授

◎：部会長 ○：副部会長

計 14 名

※大森、小林、平子、益戸、両角、吉見各委員の発令日は令和 5 年 5 月 1 7 日

第 12 期中央教育審議会大学分科会 大学院部会委員名簿

委 員：令和 5 年 3 月 10 日発令

臨時委員：令和 5 年 6 月 2 日発令

(委 員) 2 名

◎湊 長 博 京都大学総長
○村 田 治 関西学院大学名誉教授

(臨時委員) 17 名

加 納 敏 行 大阪大学大学院情報科学研究科教授、
日本電気株式会社ビジュアルインテリジェンス研究所上席技術主幹
川 端 和 重 新潟大学理事・副学長
神 成 文 彦 慶應義塾大学名誉教授
小長谷 有 紀 国立民族学博物館名誉教授
小 西 範 幸 青山学院大学学長補佐、会計大学院協会相談役
佐久間 淳 一 名古屋大学副総長・教授、東海国立大学機構 機構長補佐
迫 田 雷 蔵 株式会社日立ソリューションズ監査役
須 賀 晃 一 早稲田大学副総長
菅 裕 明 東京大学大学院理学系研究科教授
高 橋 真木子 金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授
塚 本 恵 一般社団法人デジタルソサエティフォーラム代表理事、新潟大学理事、
高砂香料工業株式会社 社外取締役
永 井 由佳里 北陸先端科学技術大学院大学理事・副学長
濱 中 淳 子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授
堀切川 一 男 東北大学名誉教授
宮 浦 千 里 中部大学総長補佐・特任教授
横 山 広 美 東京大学国際高等研究所カブリ数物連携宇宙研究機構副機構長・教授
和 田 隆 志 金沢大学長

◎：部会長 ○：副部会長

計 19 名

※須賀委員、濱中委員、和田委員の発令日は令和 5 年 5 月 17 日

第12期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿

委員：令和5年3月10日発令
臨時委員：令和5年6月2日発令
専門委員：令和5年6月22日発令
※石井委員：令和5年12月20日発令
※早淵委員：令和6年8月27日発令

(委員) 1名
清原慶子

杏林大学客員教授、前東京都三鷹市長

(臨時委員) 1名
佐久間淳一

名古屋大学副総長・教授、東海国立大学機構機構長補佐

(専門委員) 20名

青竹美佳	大阪大学大学院高等司法研究科教授
石井芳明	司法研修所事務局長
井上由理	日本ペイントホールディングス株式会社常務執行役・General Counsel
大澤裕	早稲田大学法学部教授
大貫裕之	学校法人中央大学常任理事、中央大学大学院法務研究科教授
加賀譲治	創価大学法学部教授
笠井正俊	京都大学副学長・大学院法学研究科教授
菊間千乃	弁護士
北居功	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
北川佳世子	早稲田大学大学院法務研究科教授
久保野恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
酒井圭	弁護士
高橋真弓	一橋大学大学院法学研究科准教授
田村智幸	弁護士
○土井真一	京都大学大学院法学研究科教授
富所浩介	読売新聞東京本社論説副委員長
中川丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
早淵宏毅	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
前田健	神戸大学大学院法学研究科教授
◎松下淳一	学習院大学法学部教授

◎：座長 ○：座長代理

計 22名

**第 1 2 期中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会**

(臨時委員) 3 名

濱 中 淳 子	早稲田大学総合学術院教授
◎前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
両 角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授

(専門委員) 2 名

川 野 祐 二	エリザベト音楽大学理事長・学長
○佐 野 慶 子	佐野公認会計士事務所

◎：座長 ○：座長代理

計 5 名